

ISSUE BRIEF

給与所得控除の論点

『個人所得課税に関する論点整理』を手がかりに

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 535 (APR. 14, 2006)

平成 17 年 6 月に政府税制調査会が発表した『個人所得課税に関する論点整理』は、給与収入の税負担を調整する「給与所得控除」の見直しを示唆している。給与所得控除の機能は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」とされてきたが、その金額や理由付けについては曖昧であるとの指摘もある。

見直しの内容は、控除の位置付けを明確化するために、「勤務費用の概算控除」としての機能を重視することである。これによれば、給与所得控除が縮小され、税負担が増加する可能性がある。

給与所得控除の位置付けを明確化する方法としては、この他に、控除を機能ごとに分割することや、他の控除もあわせて見直すこと等が考えられる。これらは、控除見直しに伴う税負担の変動を抑制するのに役立つであろう。

国会レファレンス課

はせがわ たかし
(長谷川 卓)

* 本稿は、筆者が財政金融課在職中に執筆したものである。

調査と情報

第 5 3 5 号

はじめに

首相の諮問機関である税制調査会（以下、「政府税制調査会」とする。）は、平成 17 年 6 月に、「個人所得課税の改革のグランドデザインを描いていくにあたっての論点を整理する」ことを目的として、『個人所得課税に関する論点整理』¹を公表した。その視点は、少子・高齢化など経済社会の急速な構造変化に対応することや、様々な政策目的のために複雑化した税制の歪みや不公平を是正し、広く公平に負担を分かち合うことにある。

給与所得の課税については、給与所得者の勤務をめぐる状況の変化を踏まえて、給与所得控除を縮小することが示唆されている。現在の制度が、画一的なものであるため、雇用形態の多様化等に対応できていないことを、その理由としている。給与所得控除の縮小は、税負担の増加要因であるが、この考え方は妥当なものであろうか。

本稿においては、給与所得控除の機能と、これを補完するものである特定支出控除をめぐる議論を紹介する。あわせて、政府税制調査会の指摘について若干の考察を行う。

給与所得控除とは

1 給与所得控除の仕組み

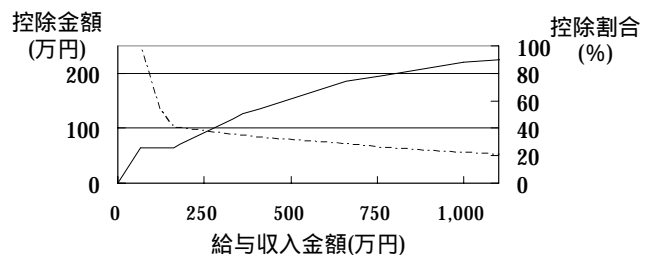
給与所得控除とは、給与収入に対する所得税と住民税の課税にあたって、その税負担能力(担税力)に配慮することを目的として、課税対象外とする金額を控除するものである²。

給与所得控除の金額は、給与収入の金額に応じて決まる仕組みになっている。収入が 180 万円までの部分は、控除額はその 40%である（最低保障額は 65 万円、給与収入が 65 万円以下の場合はその全額）。給与収入の増加に伴って給与所得控除の金額は増加するが、控除率は逡減する³。最も低い控除率は、1,000 万円超の部分に適用される 5%であるが、控除金額に上限はない（図 1、表 1）。

例えば、年間の給与収入が 500 万円の場合の給与所得控除は 154 万円であり、1,000 万円の場合は 220 万円である。後述するように、この金額の大きさが給与所得控除をめぐる議論の焦点の 1 つになっている。

税額は、給与所得控除を適用した後に、さらに基礎控除等を差し引いて、それに

図 1 給与所得控除の金額 と給与収入に占める割合



(出典) 筆者作成

¹ この報告書は、「サラリーマンに対する増税を意図するもの」として大きな反響を呼んだ。しかし、その検討事項は、納税者全体に共通するものが多く、必ずしも給与所得者（サラリーマン）のみに関わるものではない。ただし、改革の結果として「財源調達機能の回復」がなされ、増税につながる可能性があることは、否定されていない。

² 給与所得控除は、大正 2 年に、一律 10%の所得控除を行う「勤労所得控除」として導入された。名称が「給与所得控除」となったのは、昭和 28 年である。給与所得控除は、給与所得者に適用されるのではなく、給与収入に対して適用されるものである。パートやアルバイトの収入も、税制上は給与収入に分類されるため、給与所得控除が適用される。

³ 「所得税法」(昭和 40 年法律第 33 号) 第 28 条、および同法別表第 5。

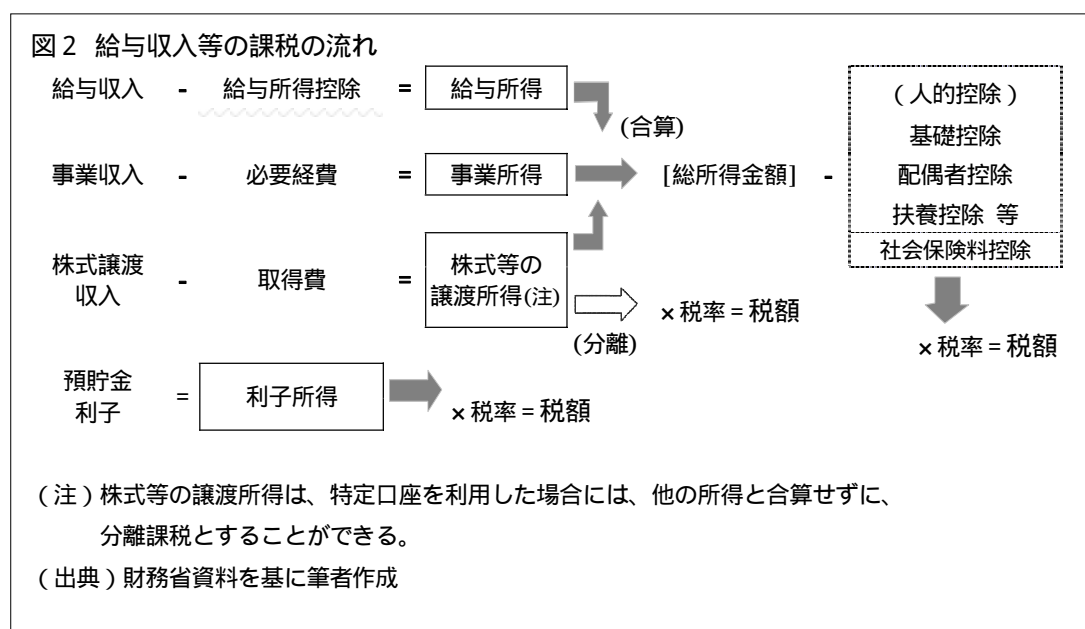
税率を当てはめて算出する。事業収入や株式譲渡収入等がある場合は、それぞれから仕入れや購入等の費用を控除した上で、これらを給与所得控除適用後の給与所得と合算して課税する（図2）。

諸外国においても、給与所得控除に類似する制度はあるが、控除の金額は、我が国ほど大きくはない（巻末資料1）。アメリカの「標準控除」は、給与以外の他の種類の収入にも、共通して適用される。また、この控除を、実際に支出した金額を控除する「項目別控除」（交通費等の「雑控除」や住宅ローン控除等の合計）と比較して、有利な方を選択することもできる。

表1 給与所得控除の控除率と金額

給与収入金額	控除金額
180万円以下	収入金額×40%（最低65万円）
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10% + 120万円
1,000万円超	収入金額×5% + 170万円

（出典）国税庁タックスアンサー「給与所得控除」を基に筆者作成



2 特定支出控除の仕組み

給与収入に対する税額を計算する際に、給与所得控除を補完するものが、特定支出控除である（図3）。特定支出控除は、勤務のための必要経費として、実際に支出した金額を控除できること（実額控除）が特徴である⁴。

費用として認められる支出は、通勤費、転勤に伴う転居費、職務のための研修費および資格取得費、単身赴任者の帰宅旅費の5項目の「特定支出」に限定されている（給与支払者の証明等が必要）。

⁴ 特定支出控除は、昭和63年に導入された。これは、給与所得者が経費の実額控除を受けられないことは違憲であるとして起こされた、「大島サラリーマン訴訟」に関する議論を受けたものである（同訴訟の最高裁判決では、違憲ではないとされた。最高裁判所昭和60年3月27日大法廷判決、最高裁判所民事判例集39巻2号247頁）。

控除を適用できるのは、これらの費用が、給与所得控除の金額を超過した場合である。特定支出控除の金額は、この超過金額であり、給与所得控除に上乗せされる⁵。ただし、研修費と資格取得費の控除の適用は、従事している職務に直接必要なものに限られるなど、条件が厳しいために、実際に使われる例は非常に少ない⁶。

諸外国における給与収入の経費の実額控除も、我が国に比べて対象は若干広いものの、勤務にのみ使われるものに限定される等、おしなべて控除の適用条件は厳しい⁷。

図3 特定支出控除の仕組み

特定支出控除の金額

= 「特定支出」のうち給与所得控除を超過した金額

控除・支出の金額	給与所得控除	[特定支出] 通勤費 転居費 研修費 資格取得費 帰宅旅費	特定支出控除
			給与所得控除

(出典) 筆者作成

給与所得控除の機能に関する政府税制調査会の解説

給与所得控除の機能は、政府税制調査会の解説では、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」(以下、「他の所得との負担調整」とする。)であるとされてきた⁸。また、かつては、「所得捕捉率格差の調整」と「早期納税の金利調整」の機能も認められていた(表2)。

1 「勤務費用の概算控除」

「勤務費用の概算控除」とは、給与所得者(サラリーマン)が、その勤務のために支出する費用を、給与収入から差し引いて課税対象外とすることである。勤務に伴って自ら負担する交通費や、書籍、文具、衣服等の費用は、給与収入を得るために必要な経費としての性質を持っている。課税にあたって、この点に配慮するために、給与所得控除が設けられているとされる⁹。

概算控除とは、様々な支出のそれぞれについて、必要経費としての性質を個別に証明する必要がなく、また、実際に支出した金額に関わらず、一定の金額の控除が認められるものである。この方法を採用した場合は、納税者の個別の状況が税額には反映されないことになるが、税額の計算を簡便に行うことができる¹⁰。

⁵ 「所得税法」第57条の2、および「所得税法施行令」(昭和40年政令第96号)第167条の5。

⁶ 平成16年分の申告者数は9人である(平成17年3月末)。『衆議院予算委員会資料要求』財務省,2006.2,p.374。

⁷ アメリカの「項目別控除」のうち、給与収入の経費の実額控除が含まれる「雑控除」の申告割合は、控除申告数の約9%である(2003年)。ただし、これには、「雑控除」だけでなく、住宅ローン控除等の他の控除を合わせて利用することにより、「項目別控除」が選択可能になっている者も含まれると思われる(Internal Revenue Service, *Statistics of Income Bulletin*, vol.25 no.2, 2005 Fall, p.12.)。

⁸ 税制調査会『税制の抜本的見直しについての答申』1986.10, pp.30-31。

⁹ 給与所得控除を「経費の控除のためのもの」としたとき、経営実態が自営業と同じような小法人のオーナーは、「経費の二重控除」になるとの指摘がある。法人税の段階で事業経費が控除され、自らの所得税の段階でも給与所得控除により控除が行われるからである(「野口悠紀雄の日本経済改造論 小泉構造改革の最重要課題は税制」『週刊東洋経済』5984号, 2005.10.8, pp.112-116.)。ただし、平成18年度税制改正により、一部は認められなくなった。

¹⁰ このように、記録や領収書等を必要とせず自動的に控除を受けられることは、年末調整があることとあわせて、給与所得者は、自営業者等に比べて納税手続きが簡素化されていることになる。

2 「他の所得との負担調整」

「他の所得との負担調整」とは、給与所得の担税力が低いことに対する配慮である。この背景には、給与所得者の勤務をめぐる事情がある。税制調査会の解説によれば、給与所得者は、「使用者の指揮命令に服して役務提供を行う」ことから、その雇用関係に不安定性があり、また、勤務に際して空間的・時間的拘束を受ける等の負担を余儀なくされている。

一方、事業所得や資産所得は継続的・安定的なものであり、これらに比較すると、給与所得は、担税力が相対的に小さいと考えられる。このような事情に斟酌を加えることも、給与所得控除の機能であると説明されている。

表2 給与所得控除の機能と今後のあり方（政府税制調査会の解説による）	
給与所得控除の機能	今後のあり方
<ul style="list-style-type: none"> ・勤務費用の概算控除 ・他の所得との負担調整 (昭和61年「税制の抜本的見直しについての答申」) 	<ul style="list-style-type: none"> 「勤務費用の概算控除としての性格をより重視する」 (平成12年「中期答申」) 「経費が適切に反映されるような柔軟な仕組みを構築していく」 (平成17年「論点整理」)
<p>かつては下記の機能も あるとされていた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得捕捉率格差の調整 ・早期納税の金利調整 (昭和31年「臨時税制調査会答申」) 	

(出典) 筆者作成

3 「所得捕捉率格差の調整」と「早期納税の金利調整」

「所得捕捉率（把握率）格差の調整」と「早期納税の金利調整」の機能について、かつては、以下のように解説されていた¹¹。

前者は、源泉徴収制度によって、給与所得はほぼ完全にその金額が捕捉（把握）されるのに対し、申告により納税する他の種類の所得は、必ずしもそうではないとして、その格差を調整する機能があるとするものである。しかし、この解説には難点がある。給与所得控除は、他の所得の申告が正確でないことを前提として設けられていることになるからである。また、給与所得の税負担を軽くすることが、正しい申告がなされている他の所得との間で、逆に不公平を生じさせることにもなる。

後者は、確定申告を行って納税する事業所得等に比較して、給与所得は源泉徴収により納税を早期に行うことが、その根拠とされている。所得税の源泉徴収がなされなければ、得られたであろう金利相当分を、税負担から軽減するためである。しかし、給与所得についてのみ、金利差を考慮する必要性は大きくない。給与所得の他にも、利子所得等の源泉徴収される所得があり、また、事業所得にも早期に納税する予定納税制度がある¹²。

¹¹ 臨時税制調査会『臨時税制調査会答申』1956.12,p.49.

¹² 「税制調査会第二特別部会 給与所得控除等に関する専門小委員会報告」『税制の抜本改革』税務経理協会、1986.7,p.55. しかし、「所得捕捉率格差の調整」と「早期納税の金利調整」も、給与所得控除の機能として一般的に承認されているとする見方もある。これらが実態として全く存在しないとは言えないからである（いわゆる「クロヨン」問題等。金子宏「所得税制の構造改革」『ジュリスト』No.1260,2004.1.1・15,pp.238-239.）。

『個人所得課税に関する論点整理』の議論をめぐって

1 給与所得控除の金額と税収の減少額

上述のように、政府税制調査会の解説では、給与所得控除には2つの機能があるとされるが、その金額の根拠が明確でないことが指摘されている¹³。

給与所得控除を、みなし経費控除として「勤務費用の概算控除」のためのものとしたとき、その金額を過大と見ることができるところが、その理由の1つである。例えば、年間500万円の給与収入に対して適用される給与所得控除は、154万円である。収入の30%ほどの金額を、勤務に直接要する費用として個人が負担している例は、多いとはいえないであろう¹⁴。

他方、「他の所得との負担調整」の金額が、給与所得控除のどれだけを占めているかも明らかではない。これは、「他の所得との負担調整」が、給与収入の「事情」に配慮するという抽象的なものであるために、その金額の測定が困難だからである¹⁵。このように考えると、給与所得控除の内訳と金額の根拠は、曖昧であることになる。

さらに、給与所得控除による税収の減少は、決して小さくない。平成17年度予算における所得税収は約13.2兆円であるが、給与所得控除による所得税の減収見込み額は、6.8兆円程度である¹⁶。これらの状況が、政府税制調査会での議論の背景になっているものと思われる。

なお、給与所得控除を金額の上限なしで適用することに対して、異論がないわけではない。給与収入の増加に伴って、経費や負担も増加するであろうが、給与所得控除が一定の水準に達すれば、十分ではないかと考えられるからである¹⁷。給与所得控除に上限が設けられたときに、実際の経費の金額がこれを上回る場合があれば、実額控除を行うことによって、これに対応することも可能であろう。

2 『論点整理』および『中期答申』の指摘

政府税制調査会が平成17年6月に発表した『個人所得課税に関する論点整理』(以下、『論点整理』とする。)では、給与所得控除を縮小する方向で検討がなされている。

「勤務費用の概算控除」としては、その金額が過大であることが示唆され、また、「他の所得との負担調整」の必要性が薄れてきたことが指摘されている。そして、給与所得控除制度について「経費が適切に反映されるような柔軟な仕組みを構築していくべきである」としている¹⁸。なお、平成12年7月の中期答申『わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向

¹³ 吉田和男『21世紀日本のための税制改革 所得税の改革』大蔵財務協会,2000.4,pp.135-142.

¹⁴ 林宏昭『どう臨む、財政危機下の税制改革』清文社,2002.8,pp.113-137. また、特定支出控除の対象範囲が限定的であるとはいえ、その適用が少ないことは、給与所得控除の金額が、かなり大きいものであることを示しているといえよう。

¹⁵ 政府税制調査会の昭和61年の答申では、それぞれ2分の1ずつとされていた。しかし、その根拠は示されておらず、これ以降は、金額の区分は行われていない(税制調査会 前掲注8,p.31.)

¹⁶ 『参議院予算委員会資料要求』財務省,2005.4,p.18.

¹⁷ 山本守之『租税法の基礎理論』税務経理協会,2004.2,p.293. なお、上限の廃止は昭和49年に行われた。その理由は、事業所得には経費の上限がないこと、収入の増加に応じて経費も増加することとされている(税制調査会『昭和49年度の税制改正に関する答申』1973.12,pp.4-6.)

¹⁸ 税制調査会『個人所得課税に関する論点整理』2005.6,p.3.

けた国民の参加と選択 - 』(以下、平成 12 年の『中期答申』とする。)では、既に「勤務費用の概算控除としての性格をより重視する」¹⁹との考えが示されていた。

これらは、給与所得控除の機能を、主に「勤務費用の概算控除」に限定すると同時に、その金額を実際の経費に近づけるということである。政府税制調査会が指摘する方向で見直しが行われれば、給与所得控除は減額されることになる。

(1)「勤務費用の概算控除」をめぐる議論

『論点整理』では、「勤務費用の概算控除」については、「より勤務の実態に即したものに変わっていく」必要があるとしている²⁰。この指摘は、給与所得控除の金額を、実際の経費に近づけることを1つのねらいとしている。

同様の指摘は、平成 12 年の『中期答申』でもなされていた。その中では、給与所得者の必要経費に含まれると考えられる支出の平均金額を、統計資料(総務省「家計調査」)から試算して、給与収入の金額と比較している(表3)。その結果、経費は年間収入に対して1割弱程度であり、給与所得控除を「概算控除としては相当手厚い」としている²¹。経費の実態にあわせるならば、控除を縮小することが適当ということになる。

表3 給与所得者の「必要経費」

「勤労者世帯の年間収入5分位階級別1世帯当たり

品目別年間支出金額調(平成15年)」

年間収入 5分位階級	年間 収入額(A)	勤務関連経費 年間支出額(B)	(B)/(A)
万円	千円	円	%
(~445)	3,544	222,675	6.3
(~586)	4,762	311,404	6.5
(~738)	5,862	388,232	6.6
(~950)	7,170	506,543	7.1
950~)	10,135	712,777	7.0

(注)「勤務関連経費」として、衣料品、身の回り品、理容・洗濯、文具、新聞・書籍、こづかい、つきあい費が選択されている。

(出典)税制調査会『個人所得課税に関する論点整理』参考資料2005.6, p.12.

しかし、こうした必要経費の控除としての給与所得控除の縮小に疑問を呈する見方もある。統計資料に示された数値が、実際よりも低いと考えられるからである²²。例えば、スーツ等の「衣料品」と鞆等の「身の回り品」をあわせた金額は、1年間に平均約4万円となっている(品目と金額の詳細は、巻末資料2を参照)。

また、給与所得控除の金額と、給与所得者がその世帯を養うためのコストとを比較した場合、給与所得控除は、必ずしも大きくないという指摘もある。衣食住と医療にかかる支出を、給与所得者世帯の経費としたとき、これが勤務先収入に占める割合は、全世帯平均で24.3%であり、現在の給与所得控除の水準と大きな乖離がなく、合理性があるという²³。

¹⁹ 税制調査会『わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - 』2000.7,p.101.

²⁰ 税制調査会 前掲注18.

²¹ 税制調査会 前掲注19,pp.99-100.

²² 「サラリーマンのための超実践節税術読本」『週刊東洋経済』5972号,2005.8.6・13,p.32.

²³ 熊野英生「給与所得控除が削られる不安 2005年度個人所得課税の見直しの行方」『Economic Trends』No.N-24,第一生命経済研究所,2005.6.15. <http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/kuma/pdf/k_0506d.pdf> (last access 2006.4.6) この議論は、「家計調査」のデータを使用し、「広義の衣食住医コスト」を検討対象としているため、給与所得者の勤務にかかる直接的な経費のみを取り出して論じているわけではない。また、給与所得者以外にも適用される基礎控除と扶養控除の機能との兼ね合いについては言及していない。

なお、給与所得控除の金額が、多くの給与所得者の実際の経費を上回ると思われることについては、概算控除としての性質上、ある程度は是認されるべきであろう。一定程度以上の金額が認められれば、多数の納税者がこれを選択することになるので、税制の簡素化に資するとともに、徴収事務も軽減されるからである。

(2) 「他の所得との負担調整」をめぐる議論

『論点整理』では、「他の所得との負担調整」の機能を持たせることについては、消極的な姿勢である。「被用者」が、就業者の8割を占めるまでに増加したことと、雇用形態の多様化により、事業所得との担税力の比較は難しくなったとして、給与所得に「特別な斟酌を行う必要性は乏しくなっている」と指摘している²⁴。

平成12年の『中期答申』においても、能力給の採用や転職の広がり等によって、「サラリーマン特有の事情にも変化が見られる」との認識を示していた²⁵。これは、給与所得者が自ら勤務条件を選択できる雇用形態が増えているために、勤務に伴う時間的拘束等を考慮した「他の所得との負担調整」の必要性が薄れてきたことを、強調したものである。

派遣労働や在宅就業からの収入は、その契約形態により、給与所得、事業所得あるいは雑所得に区分される。収入が「給与」ではなく、「報酬」として後二者のいずれかに分類されると、給与所得控除の適用はない。そのため、雇用形態の多様化は、課税の不統一をもたらしていることになり、給与所得者のみに負担調整を行うことへの疑問も指摘されている²⁶。

しかし、「他の所得との負担調整」の必要性は、引き続き存在しているとも考えられる。雇用関係の不安定性、時間的拘束等の給与所得者特有の事情が、なくなったわけではないからである。企業の経営方針として減給等はあるし、能力給や派遣社員としての雇用も、必ずしも本人の意向に沿った条件でなされるとは限らない。

給与所得が、勤務のための様々な労力を伴う「勤労所得」であるのに対し、配当や譲渡所得等の資産所得は、勤労を必要とせず、保有や手続きだけで得られる「不労所得」という側面もある。このような所得の発生状況の違いから、給与所得の担税力は相対的に小さいと見ることができ、給与所得控除によって税負担を軽減することは合理的であろう²⁷。

なお、事業所得については、給与所得との共通点も見出すことができる。各種の事業は、競争的な状況におかれていることが多く、事業所得は、資産所得とは異なり、その安定性や継続性は必ずしも保証されていない。また、拘束や負担も小さくなく、給与所得と同じく、勤労所得としての性質を含むと考えられるからである²⁸。

給与所得控除の見直し方法に関する議論

給与所得控除が「勤務費用の概算控除」であるとして、その金額を見直すとしても、単に控除を縮小するだけでなく、給与所得控除の機能を明確にして、それにふさわしい仕組みと金額にすべきであろう。

²⁴ 税制調査会 前掲注 18,p.2.

²⁵ 税制調査会 前掲注 19.

²⁶ 田中康男「所得控除の今日的意義」『税務大学校論叢』48号,2005.6,pp.65-66.

²⁷ 田中治「所得分類の意義と給与所得課税」『租税法研究』32号,2004.5,p.98.

²⁸ 新井隆一「給与所得課税・所得控除の問題点」金子宏編著『所得税の理論と課題(2訂版)』(21世紀を支える税制の論理 第2巻) 税務経理協会, 2001.4,p.126; 藤田晴『所得税の基礎理論』中央経済社,1992.11,pp.108-111.

その際には、給与所得者の税負担の変動を抑制しつつ、制度を分かりやすくすることが必要になると思われる。方法としては「他の所得との負担調整」の部分や、他の所得控除を見直すことも考えられる。以下に、2つの見直しの方法を示す。

1 「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」に分割する場合

1つは、給与所得控除を「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の2つに区分して、それぞれの金額を定めることが考えられる²⁹。このようにすれば、控除の機能を明確にするとともに、給与所得者の事情に配慮することもできる。

「勤務費用の概算控除」の金額は、現在の給与所得控除よりも少なくなるであろう。この部分は、給与所得控除の一部であり、また、実際の経費が、現在の控除金額ほどには大きくないことを前提とするからである。

新しい控除の金額が、現在と比較してどれほど増減するかは、「他の所得との負担調整」の控除の金額の大きさによって決まることになる。前述のように（5ページ）その算定は難しいが、収入の1～2割程度とする考え方もある³⁰。

図4 給与所得控除見直しのイメージ（給与収入に対する控除の内訳）

	現行	1. 「勤務費用の概算控除」と 「他の所得との負担調整」に 分割する場合	2. 「勤務費用の概算控除」 のみとし、基礎控除等の 人的控除を増額する場合
控除等の金額	課税所得	課税所得	課税所得
	給与所得控除	「勤務費用の概算控除」 「他の所得との負担調整」	「勤務費用の概算控除」 社会保険料控除
	社会保険料控除 基礎控除、配偶者控除、 扶養控除等	社会保険料控除 基礎控除、配偶者控除、 扶養控除等	基礎控除、配偶者控除、 扶養控除等

（注）見直しの前後で課税所得に増減がないと仮定した。

（出典）筆者作成

2 「勤務費用の概算控除」のみとする場合

もう1つの考え方は、給与所得控除の機能は、「勤務費用の概算控除」のみとし、同時に基礎控除や扶養控除等の人的控除を増額するものである³¹。これは、給与所得控除の縮小を、他の所得控除の拡充で補うことを意味する。

政府税制調査会の報告書『少子・高齢社会における税制のあり方』（平成15年6月）は、給与所得控除を「勤務に伴う経費の概算控除として明確化すべきである」とした上で、「負担水準を調整する観点から、基礎控除をはじめ人的控除の水準の引上げを検討していく必要がある」と述べている³²。

²⁹ 野口 前掲注9. 税制調査会の昭和61年の答申では、給与所得控除をこのように分割し、さらに「勤務費用の概算控除」の部分を実額控除との選択制とすることが提案されていた（税制調査会『税制の抜本的見直しについての答申』1986.10,p.32.）

³⁰ 野口 同上

³¹ 林 前掲注14；新井 前掲注28,pp.134-135.

³² 税制調査会『少子・高齢社会における税制のあり方』2003.6,p.6.

これは、給与所得控除を縮小すると、給与所得者の税負担に大きな影響が出るからである。現在、基礎控除は38万円であり（各種の所得がある者に適用される）また、被扶養者等がいる場合には、配偶者控除や扶養控除（それぞれ38万円）等が合わせて適用される³³。これらの人的控除と、給与所得控除の金額³⁴を比較すると、給与所得控除は単なる経費の控除にとどまらずに、実質的に人的控除を補完するほどの大きさになっていることが分かる。この点を踏まえると、給与所得控除の減額には、人的控除の増額によって対応することが考えられる³⁵。

特定支出控除の対象の拡大と給与所得控除

1 特定支出控除に関する『論点整理』の記述

特定支出控除は、上述のように、一定の範囲の支出に限って、実額の控除を行う性質を持つものである。対象となる支出の範囲が狭いだけでなく、その金額が給与所得控除を上回った場合にのみ使用できるため、制度としては機能していないと批判されてきた。

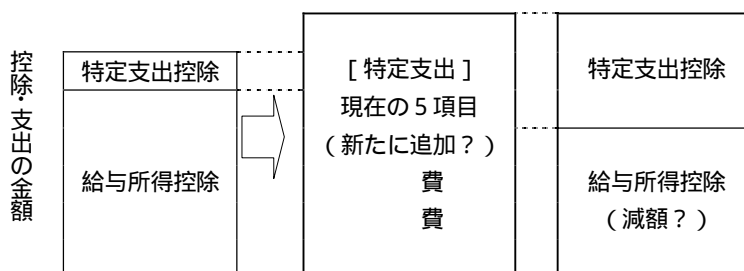
このような指摘に対して、政府税制調査会の『論点整理』は、特定支出控除の「対象範囲の拡大について検討する必要がある」としている³⁶。ただし、給与所得控除を「経費が適切に反映される」ように変更することを前提としている。つまり、給与所得控除の縮小の一方で、特定支出控除の利用機会の拡大を図るものと見ることができよう³⁷。

2 今後の方向性

『論点整理』では、特定支出控除を使いやすい制度に作り替える可能性が示されているが、具体的な提案はなされていない。

適用対象の基準は、例えば、「事業あるいは仕事に従事しなければ生じない費用」とし、仕事がなくとも生じる費用は除外することが考えられよう³⁸。その際には、経費であることの立証の明確

図5 特定支出控除の対象の拡大と給与所得控除



(出典) 筆者作成

³³ 給与所得者の給与所得控除以外の主な所得控除の金額は、単身者では38万円（基礎控除）と社会保険料の自己負担分の全額（社会保険料控除）の合計であり、4人家族の世帯主では152万円（基礎控除および配偶者控除、2人分の扶養控除；給与所得者および配偶者、子供2人の世帯の場合）と社会保険料控除の合計である。

³⁴ 給与所得控除の最低保障額は65万円であり、給与収入が500万円の場合は154万円である（この金額は、4人世帯の人的控除の合計とほぼ同じである）。

³⁵ 林宏昭氏は、改定の例として、給与所得控除を給与収入の10%とし、基礎控除および配偶者控除を100万円、扶養控除を50万円とすることを提案している（林 前掲注14.）。

³⁶ 税制調査会 前掲注18.

³⁷ 平成12年の『中期答申』では、「特定支出控除の適用が少ないのは、給与所得控除の水準が相当に高いため」であり、給与所得控除が見直されれば、「特定支出控除の選択的適用が増加」するとしている（税制調査会 前掲注19,p.102.）。

³⁸ 小池和彰『給与所得者の必要経費』税務経理協会,2005.8,p.12.

性や客観性を確保できるものにする必要がある。

適用対象に追加する支出の例として、勤務のために使うパソコン、文房具や鞆の購入費用、勤務に必要な知識を得るための書籍の購入費用、自己啓発費や交際費等が挙げられよう。しかし、家事関連費（私的な消費）との区別が難しい場合もあり、勤務のための経費として認めることが適切かという問題が生じる。

また、給与所得控除が減額されて、特定支出控除の適用対象が拡大されれば、確定申告の件数が増加する可能性もある。給与所得控除だけでは経費の控除が不十分になり、新たに特定支出控除の適用を選択することになる場合があるからである。この点を考慮すると、控除制度の改正は、徴収事務が対応できるような範囲に限定される可能性もある³⁹。

その一方で、新たに対象になる者は少数にとどまる可能性もある。給与所得者の勤務に必要な資料や事務用品等は、勤務先が提供することが多く、個人が経費として支出する金額は少ないからである。このため、特定支出控除の見直しと同時に、給与所得控除が減額されれば、多くの給与所得者が、後者の影響だけを受けて税負担が増加するとも考えられる。

おわりに

『個人所得課税に関する論点整理』では、給与所得控除の機能を、主に「勤務費用の概算控除」とすることを提言している。現在は、所得を給与や年金等の10種類に区分することにより、それらの担税力に応じた調整を可能にしているが、給与所得控除の縮小は、給与所得（あるいは給与所得者）の事情への配慮を小さくすることになる。

政府税制調査会は、また、「広く公平に負担を分かち合うため」に、「個々人の諸事情への配慮は、基礎控除や扶養控除といった人的控除にまとめて措置する方向が基本的に望ましい」としている⁴⁰。

給与所得への配慮の必要性が薄くなったとして、給与所得控除を縮小するのであれば、その理由や意図について十分に説明をすることが必要であろう。基礎控除等の人的控除のあり方についても、より詳しく示す必要があると考えられる。

給与収入に適用する控除を、経費の控除として位置付ける際には、「給与所得者の必要経費とはなにか」ということについて議論を深めることが期待される。さらに、給与所得控除と特定支出控除を、事業所得等と同じように、実額での経費の控除を主体とする考え方を基に見直す可能性も出てくるであろう⁴¹。

なお、特定支出控除は、適用対象が拡大される可能性はあるものの、その見通しは必ずしも明確でない。ただし、確定申告を行う機会が多くなるならば、通常は源泉徴収と年末調整のみによって納税を済ませている給与所得者が、納税者意識をより強く持つようになるであろう⁴²。

³⁹ 平成16年分の所得税の確定申告を行った者の人数は、還付申告を行った者を含めて2,166.7万人である（国税庁「平成16年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況について」2005.5.

<<http://www.nta.go.jp/category/press/press/4079/01.htm>> (last access 2006.4.6))

⁴⁰ 税制調査会 前掲注 32,p.4.

⁴¹ 田中治 前掲注 27,p.114.

⁴² 『論点整理』では、「給与所得者が自ら確定申告を行うことは、社会共通の費用を分かち合う意識向上の観点からは重要である。」と指摘されている（税制調査会 前掲注 18,p.17.）

巻末資料1 各国の給与収入に対する勤務関係経費控除制度の概要（平成18年現在）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
概算控除	「給与所得控除」 給与収入の 40%～5% (最低65万円)	「標準控除」 (「項目別控除」選択可) 5,150ドル	概算控除なし	「被用者概算控除」 (実額控除選択可) 920ユーロ 「特別支出概算控除」 (実額控除選択可) 36ユーロ	「必要経費概算控除」 (実額控除選択可) 給与収入の10% (最低389ユーロ、 上限13,093ユーロ) 「給与所得控除」 上記控除後所得の20% (上限24,020ユーロ)
実額控除	「特定支出控除」 (「給与所得控除」を 超過した金額) 通勤費 転勤費 単身赴任旅費 資格取得費 研修費	「項目別控除」 雑控除(旅費交通費、 教育訓練費、交際費、 組合費、道具・衣類、 専門書、大学教員の 研究費用、納税費用) 「調整総所得前控除」 転勤費用 適格学生融資支払利息 高等教育費 教育者費用 (高校までの教員等) 使用者から支払いを 受けた事業経費 [税額控除] 生涯学習控除 HOPE奨学金控除	「全体として、専ら 職務の遂行を目的 として、支出され 職務の遂行に必要 不可欠なもの」 例)旅費、宿泊費 専門家団体・ 学会の会費 工具 特殊な衣服	「被用者概算控除」に 代替する実額控除 通勤費用、引越費用 単身赴任費用 専門書購入費用 専門家団体会費・ 労働組合費 工具・衣服 「特別支出概算控除」 に代替する実額控除 研修費、税理士費用	「必要経費概算控除」に 代替する実額控除 通勤費、転勤費、旅費 資格取得費、図書費 特殊な職業の 特殊な衣服 交際費、労働組合費 給与所得控除」は、 2007年に納税する所得 税から、簡素化のため、 税率引き下げと同時に 廃止される。

(出典) 財務省資料; 伊藤公哉『アメリカ連邦税法』第3版, 中央経済社, 2005. 7.; 『COH Tax Handbook』COH 2005. 9.; 池田良一
「ドイツにおける個人所得税・賃金税課税の基礎知識(2)」『国際税務』25(8), 2005. 8; *Tax News Service*, October 10, 2005,
p. 489. 等を基に筆者作成。

(注) いずれの経費も、控除の対象となる範囲や金額に限定等があり、無条件に支出の全額を控除されるものではない。

巻末資料2 勤労者世帯の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調(平成15(2003)年)

(原注) この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出し、その
年間支出額を調べたものである(支出品目は従来から同一のものを使用している)。

したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、むしろ家事
上の支出と見るべきものもあることに留意する必要がある。

年間収入 5分位階級	年間収入額 (A)	年間支出額								(B)
		衣料品	身の回り品	理容・洗濯	文具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計(B)	(A)
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
(~445)	3,544	12,505	6,841	9,409	920	38,564	149,898	4,538	222,675	6.3
(~586)	4,762	18,408	8,972	12,519	1,226	46,832	214,824	8,623	311,404	6.5
(~738)	5,862	22,941	11,550	16,066	1,438	53,768	269,391	13,078	388,232	6.6
(~950)	7,170	31,916	14,643	19,993	1,695	62,934	357,172	18,190	506,543	7.1
(950~)	10,135	52,125	19,905	28,199	1,665	73,335	503,609	33,939	712,777	7.0
平均	6,295	27,579	12,382	17,237	1,389	55,087	298,979	15,674	428,326	6.8
支出品目別 内訳		背広服、男子用コート、男子用ズボン、ワイシャツ、他の男子用シャツ	男子用靴下、男子靴、傘、ネクタイ、他のバッグ	理髪料、洗濯代	筆記・絵画用具	新聞、教科書・学習参考教材、書籍	こづかいは不明 内訳は不明 他の項目に入るべき支出も含まれている可能性がある。			

- (備考) 1 この表は「家計調査(二人以上の世帯)」(総務省統計局)の「年間五分位収入階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。
2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

(出典) 税制調査会『個人所得課税に関する論点整理』参考資料 2005. 6, p. 12.